２　前項第二号の情報は、法務大臣又は法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局の長が作成する。

３　前項の規定による指定は、告示により行う。

（閲覧等の規定の準用）

**第六十二条**　第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第四十六条の規定は、第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類について準用する。

**第二節**　公証人法の一部改正に伴う経過措置

**第五十三条**　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の公証人法第四十八条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「謄本若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」とあるのは「謄本」と、同条第三項中「第九十九条、第百条第一項、第百一条第二項、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項」とあるのは「第九十九条第二項、第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項並びに第百九条」とする。

**第三節**　公証人法の一部改正に伴う関係法律の整備

（民法施行法の一部改正）

**第五十四条**　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六十二条ノ七及ビ第六十二条ノ八」を「第六十条及ビ第六十一条」に改める。

第八条第三項中「第六十二条ノ七第二項及ビ第三項」を「第六十条第二項及ビ第三項」に改める。

（地方税法の一部改正）

**第五十五条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九第三項第四号中「第六十二条ノ七第四項」を「第六十条第四項」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

**第五十六条**　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二第三項中「添付」を「謄本の添付」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

**第五十七条**　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第四号中「第六十二条ノ七第四項（書面の交付による情報の提供）」を「第六十条第四項（認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認するに足りる情報の保存等）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

**第五十八条**　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第二項中「の原本」を「当該公正証書が電磁的記録をもつて作成された場合にあつては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）」に改める。

（印紙税法の一部改正）

**第五十九条**　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号の非課税物件の欄１中「第六十二条ノ三第三項（定款の認証手続）」を「第五十八条第三項（書面の定款の認証）」に改める。

（貸金業法の一部改正）

**第六十条**　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加える。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

**第六十一条**　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、「を記載していない」を「の記載又は記録をしていない」に改める。

第三十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「を記載していない」を「の記載又は記録をしていない」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正）

**第六十二条**　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号及び第十四条第二項第二号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

**第五章**　民事調停法の一部改正等

**第一節**　民事調停法の一部改正

**第六十三条**　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　公害等調停（第三十三条の三）」を「第六節　公害等調停（第三十三条の三）　第七節　知的財産調停（第三十三条の四）」に改める。

第十二条の五の見出しを「（電子調書の作成）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

２　裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第十二条の七第二項及び第三項並びに第十二条の八を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

第十二条の六の見出しを「（非電磁的事件記録の閲覧等）」に改め、同条第一項中「調停事件の記録」を「非電磁的事件記録（調停事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第十二条の九において同じ。）」に、「、その」を「又はその」に改め、「又は調停事件に関する証明書の交付」を削り、同条第二項中「前項の記録」を「非電磁的事件記録」に改める。

第十二条の七を第十二条の十とし、第十二条の六の次に次の三条を加える。

（電磁的事件記録の閲覧等）

**第十二条の七**　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（調停事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第十二条の九において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

２　当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。